

宇部市介護職等就職支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市の安定した介護サービスの提供を図るため、養成機関等を卒業し、市内の介護サービス事業所に介護職等として新たに就職する者等に対し予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所（以下、「事業所」という。）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。

(2) 介護サービス

法に規定する居宅介護サービス、居宅介護支援、地域密着型介護サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護予防支援、施設介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業をいう。

(3) 介護職等

介護サービス事業所で相談・介護及び看護に従事する者をいう。但し、事務員は除くものとする。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の対象者は、市内の事業所に2年以上継続して就労し、次に掲げる者とする。

(1) 新卒就職者

養成機関等を卒業（修了）後、申請年度から市内の事業所で介護職等として就職し、次のア及びイのすべてに該当する者

ア 事業所に常勤または非常勤として新たに就職し、1年以上継続して就労する者
または次条第1号に規定する助成金の交付決定を受け、なお、1年以上継続して就労する者

イ 市税、保険料等市に対する納付金を滞納していないこと

(2) 転職就職者

介護職等以外の職を離職した者のうち、申請年度から市内の事業所で介護職等として就職し、次のア及びイのすべてに該当する者

ア 事業所に常勤または非常勤として新たに就職し、1年以上継続して就労する者

または次条第1号に規定する助成金の交付決定を受け、なお、1年以上継続して就労する者

イ 市税、保険料等市に対する納付金を滞納していないこと

(3) 復職就職者

過去に介護職等から離職した者のうち、申請年度から市内の事業所で介護職等として就職し、次のア及びイのすべてに該当する者

ア 事業所に常勤または非常勤として新たに就職し、1年以上継続して就労する者
または次条第1号に規定する助成金の交付決定を受け、なお、1年以上継続して就労する者

イ 市税、保険料等市に対する納付金を滞納していないこと

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象とならないものとする。

(1) 過去に本要綱に基づく助成金の交付を受けた者

(2) 他の同様の主旨の助成制度を利用したまたは利用する予定にある者

(3) 事業所の経営または運営をする法人等の内部において、市内の介護サービス事業所から障害福祉サービス事業所、または市外の介護サービス事業所に異動した者

(4) 宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員密接関係者

(5) その他市長がこの要綱による助成金の交付を受けることが適当でないとする者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、別表1に定める額とし、当該各号の助成金の交付回数は、1人につき、1回を限度とする。

(1) 新たに市内の事業所に就職し、1年以上継続して就労する場合

常勤介護職等：5万円 非常勤介護職等：2万5千円

(2) 前号に規定する助成金の交付を受けた者で、さらに1年以上継続して就労する場合

常勤介護職等：5万円 非常勤介護職等：2万5千円

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業所に常勤または非常勤として就労を開始した日から6カ月以内に、別表1のとおり市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前条第1号の助成金の交付を受けた者は、事業所に常勤または非常勤として就労を開始した日から1年経過後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 宇部市介護職等就職支援助成金就労継続証明書(様式第2-2号)

3 前条第2号の助成金の交付を受けようとする者は、事業所に常勤または非常勤として就労を開始した日から、1年経過後の6カ月以内に、前項第1号の書類とともに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市介護職等就職支援助成金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第3号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 前条第2号の助成金の交付を受けた者は、市内の事業所に新たに就労を開始した日から起算して2年経過後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 宇部市介護職等就職支援助成金就労継続証明書（様式第2-2号）

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付け、申請書類の内容を審査の上、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、宇部市介護職等就職支援助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の請求及び支払）

- 第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、宇部市介護職等就職支援助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金交付決定の取消し及び助成金の返還）

- 第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他やむを得ない理由によるものであると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
 - (2) 第4条各号の規定による、1年以上継続して就労ができなかったとき。
 - (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、宇部市介護職等就職支援助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により、助成金の取消通知を受けた交付決定者は、指定された期日までに助成金を全額返還しなければならない。

（帳簿の備付け）

第9条 市長は、助成金交付台帳を作成し、備え付けるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 9 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

別表1（第4条、第5条関係）

助成金の対象者	助成金 (第4条関係)	新たに就労開始した際の 申請書類 (第5条関係)	就労継続状況の報 告書類 (第5条関係)
<p>新卒就職者 (第3条第1項第1号に掲げる者)</p> <p>転職就職者 (第3条第1項第2号に掲げる者)</p> <p>復職就職者 (第3条第1項第3号に掲げる者)</p>	<p>【常勤介護職等】</p> <p>(1)新たに市内の事業所に就職し、1年以上継続し就労する場合 50,000円</p> <p>(2)(1)の交付を受けた者で、さらに1年以上継続して就労する場合 50,000円</p> <p>【非常勤介護職等】</p> <p>(1)新たに市内の事業所に就職し、1年以上継続して就労する場合 25,000円</p> <p>(2)(1)の交付を受けた者で、さらに1年以上継続して就労する場合 25,000円</p>	<p>【共通】</p> <p>①宇部市介護職等就職支援助成金交付申請書(様式第1号)</p> <p>②宇部市介護職等就職支援助成金就労証明書(様式第2-1号)</p> <p>③誓約書(様式第3号)</p> <p>【転職者・復職者】</p> <p>①宇部市介護職等就職支援助成金退職証明書(様式第2-3号)</p> <p>【その他】</p> <p>市長が必要と認める書類</p>	<p>介護サービス事業所に常勤または非常勤として就労を開始した日から、1年経過後、または2年経過後の提出</p> <p>宇部市介護職等就職支援助成金就労継続証明書(様式第2-2号)</p>